

浄化槽保証制度に係る浄化槽工事実施要領の改正について

1 経緯

一般社団法人兵庫県水質保全センター（以下「センター」という。）では、浄化槽管理者に安心してお使いいただけるよう平成23年10月に「浄化槽保証制度に関する規約」及び「浄化槽保証制度に関する規約実施要綱」を制定、翌平成24年1月には、同実施要綱に基づく「浄化槽保証制度に係る浄化槽工事実施要領」を制定し、50人槽以下の浄化槽について保証制度を運用しております。

このうち10人槽以下の浄化槽については、一般社団法人全国浄化槽団体連合会（以下「全浄連」という。）の浄化槽機能保証制度を利用しており、全浄連の浄化槽機能保証制度規約の改正を踏まえて、令和2年3月にセンターの「浄化槽保証制度に関する規約実施要綱」を改正し、その対応を図っております。

このたび、センターでは、浄化槽工事実施要領の改正に関する検討委員会を立ち上げ、これまでセンターで扱った工事保証事例等及び全浄連から発行された「浄化槽設計施工の手引き」（以下「手引き」という。）を参考に所要の改正について検討していただき、令和4年10月12日に開催した浄化槽保証制度審査委員会において、同検討委員会から提案していただいた改正案が承認されました。

2 浄化槽工事実施要領の改正に関する検討委員会での検討状況

(1) 検討委員会の検討状況

① 第1回（令和4年7月19日開催）

浄化槽保証制度の過去実績について、保証が適用された案件及び適用されなかった案件に関する詳細内容を確認していただいたうえで、関係法令の改正に伴う修正や近年の線状降水帯の影響等への対応、全浄連が発行した手引きを参考にした修正等を含め、センター事務局において全体的に表現等を見直して作成した改正案を基に協議していただきました。

② 第2回（令和4年8月17日開催）

第1回の委員会におけるご意見とあわせて、実際の浄化槽工事の現場における問題点等も踏まえて継続して協議していただきました。

③ 第3回：（令和4年9月29日書面開催）

前回までの委員会におけるご意見等を踏まえた改正案に対するご意見をいただき、浄化槽保証制度審査委員会に提案する内容が決まりました。

(2) 検討委員会の構成（順不同・敬称略）

	所属・役職等	氏名
委員長	一般社団法人兵庫県水質保全センター副会長	橋本 良之
副委員長	一般社団法人兵庫県水質保全センター副会長	志村 晃
委員	兵庫県環境部環境整備課	隈部 康晴
委員	兵庫県まちづくり部建築指導課	中村 賢人
委員	一般社団法人兵庫県水質保全センター副会長	上田 豊
委員	一般社団法人兵庫県水質保全センター副会長	九坪 勝己
委員	一般社団法人兵庫県水質保全センター理事	西田 直樹
委員	一般社団法人兵庫県水質保全センター理事	馬庭 二郎
委員	一般社団法人兵庫県水質保全センター理事	井本 好則
委員	一般社団法人兵庫県水質保全センター理事	加藤 剛

※上記委員会構成は、令和4年6月21日開催の第3回正副常務会において承認された。

3 主な改正内容等（検討委員会でのご意見等を受けて）

「浄化槽保証制度に係る浄化槽工事实施要領」の主な改正内容等は、以下のとおり

	手引き・その他参照資料等	改正箇所等（ご意見等）	改正内容
第1条		この要領の目的は、適正な浄化槽工事の確保なのか、工事の内容等を定めるためなのか分かりにくい	「・・・、浄化槽工事の技術上の基準や関連する法令等に従い適正な工事を行うため、遵守する事項を定め、浄化槽の施工に起因する機能異常を未然に防止することを目的とする。」に修正
第1条の2	浄化槽保証制度に関する規約	この要領の対象となる浄化槽について規定が必要	「対象となる浄化槽」として第1条の2を追加し、この要領の対象浄化槽を規定
第2条（第4条）	兵庫県浄化槽指導要綱第3章第2節1 浄化槽工事業者の遵守事項第4章第1節2 浄化槽使用開始の報告	「工事の資格等」には違和感がある	「工事業者の責務」に修正 浄化槽管理者に対して、維持管理等に関することや使用開始に関する報告書提出等を周知すること等について規定（兵庫県浄化槽指導要綱の様式追加）
		「浄化槽設備士に実地に監督させ」法律用語がわかりにくい（浄化槽法第29条の引用）	兵庫県浄化槽指導要綱第3章第2節1 浄化槽工事業者の遵守事項(2)及び(3)を参考にして「浄化槽設備士に現場監理させ」に修正（第4条同様）
第3条（第4条）	P3～1.2-1 事前調査・計画 P19～1.2-2 着工前の準備・仮設工事	「工事施工の工程」	「工事の手順」に修正
		浄化槽工事に関して自治体により施工の手順書等が示されている場合は、それに準じる必要がある	「なお、自治体により施工の手順書等が示されている場合は、それに準じること。」追加
		(1) 工事現場の事前調査	浄化槽の設置場所に関して、自然災害への配慮等について②に規定を追加 ※既設浄化槽の処分に関する留意事項等を追加
	P23～1.2-3 掘削工事 P105 5. その他の資料	(2) 掘削工事 「地山の掘削作業主任者」 「土止め支保工作業主任者」	労働安全衛生法 ・「地山の掘削及び土止め支保工作業主任者」に修正 ・掘削面の高さ：1,500 mm以上⇒2,000 mm以上 安息角の詳細等追加（写真差替え等）
		(3) 基礎工事	① 栗石、砂利地業工事
	② 捨てコンクリート工事		② 捨てコンクリート地業に修正
	P45～1.2-5 基礎工事	(4) 底版コンクリート工事	(4) 基礎底版コンクリート工事に修正 既製鉄筋コンクリート版(PC版)に関して、基礎工事の目的を損なわない範囲での規定を追加
	P61～1.2-8 埋め戻し工事	(6) 埋め戻し工事	埋め戻し土に関して「礫等が混ざった掘削土等は、埋め戻し後に礫等から土圧が浄化槽に加わり、浄化槽本体にひび割れを生じることがあるため使用しないこと。」追加
	P65～1.2-9 スラブコンクリート工事	(7) スラブコンクリート工事	① 工事手順の追加・②「スラブコンクリートは、地山の肩に乗る広さにすること。」追加・写真差替え等 ※300 mm以上深埋めする場合の説明文修正(ピット構造)
	P69～1.2-10 試運転(P71～施工時のチェックリスト) P85～1.2-14 配管工事 P91～1.2-15 機器の据付け	(8) 追加	(8) 管渠工事等を追加 放流管渠の勾配、送風機の設置場所等に関する留意事項等を規定
第4条	P20 他提出写真・工事写真のポイント等	「工程写真」	「工事写真」に修正
		工事写真の提出に関すること	工事完了後20日以内に提出する旨を規定
		(2) 写真撮影の方向等	(2) 工事写真の撮影方法等に修正 ①～⑦について、第3条(工事の手順)の内容と整合するよう修正 ⑧ 工事完成状況を追加、送風機の設置状況や放流先の状況が確認できる写真撮影を規定
第4条の2		この要領は浄化槽設計施工の手引きを参考としているが、細部にわたって詳細に規定しきれていない	「補足」として第4条の2を追加し、この要領に規定されていない事項は手引き等を参考にするについて規定
別添様式	兵庫県浄化槽指導要綱	第2条第2項に使用開始に関する報告書に関することを規定	別添様式として兵庫県浄化槽指導要綱の参考様式第4号を追加